

令和5年1月16日

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
維持管理部会（令和4年度 第1回）

資料2

② 維持管理における週休2日の取組

- 労働基準法の改正(平成30年6月成立)により時間外労働規制が見直され、違反した場合、雇用主は6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処される。
- 建設業は5年間の猶予が設けられており、令和6年4月から適用となる予定。

見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立) 罰則:雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金	
原則	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1日8時間・1週間 40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)
↓ 36協定の限度	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間) ・<u>特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定</u> <ul style="list-style-type: none"> ③ 年 720時間(月平均60時間) <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定</u> <ul style="list-style-type: none"> ④a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む) ④b. 単月 100時間未満(休日出勤を含む) ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限

年間出勤日数と年間実労働時間の推移

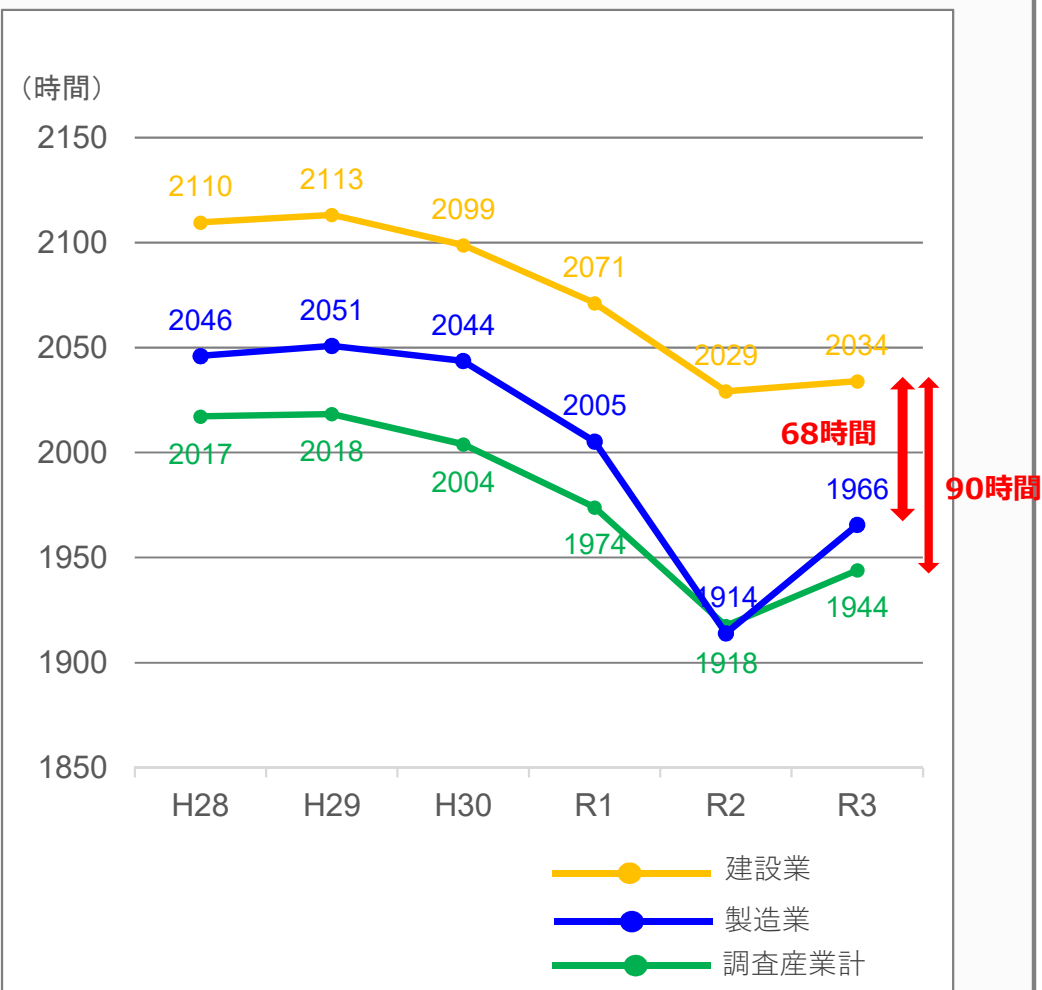
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



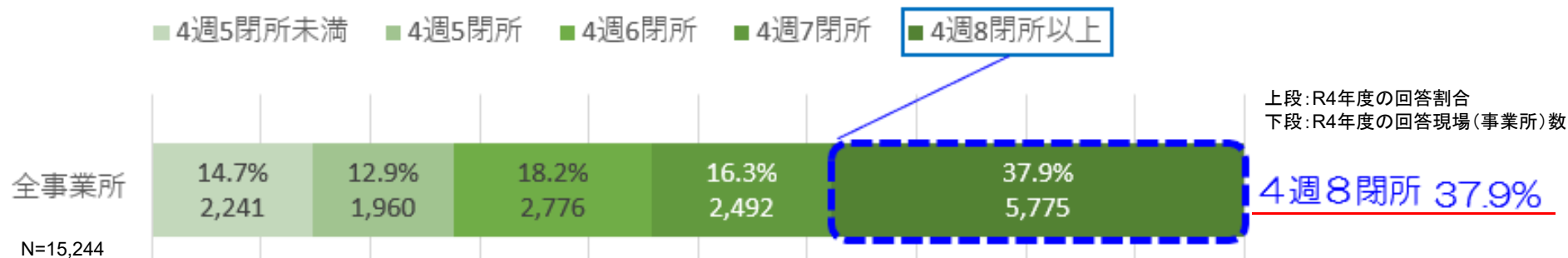
産業別年間実労働時間

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



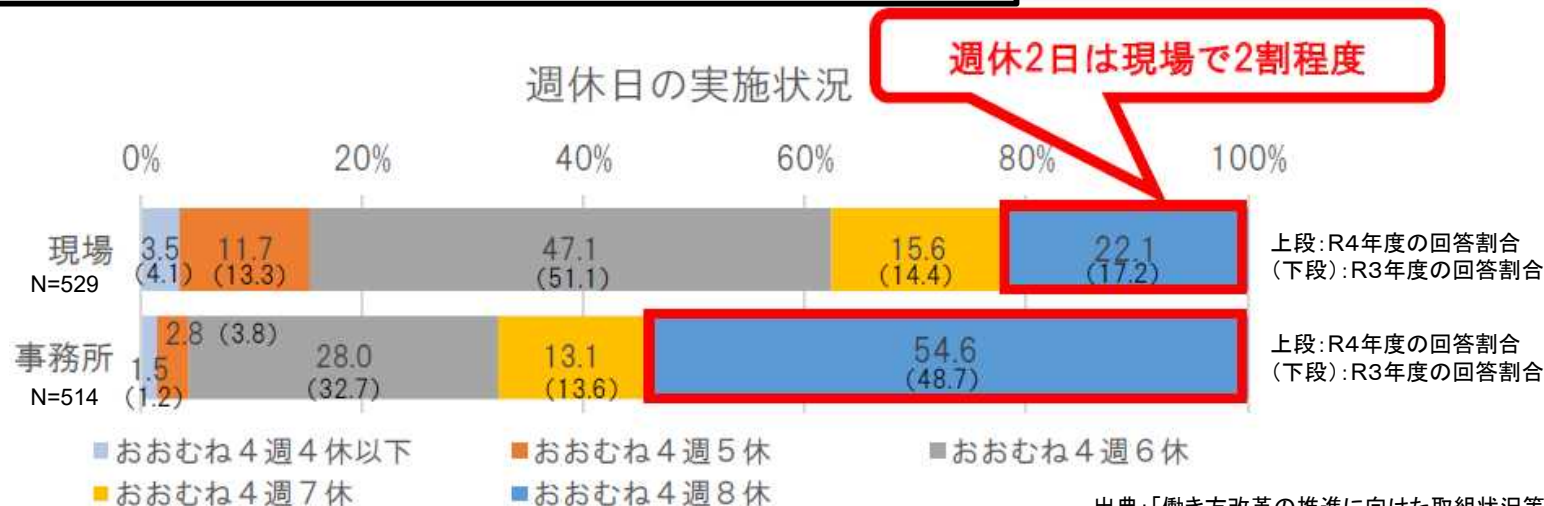
- R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。
- 一方で、業界が行ったアンケート調査では、週休2日を達成できている企業は2～4割程度となっている。

【日本建設業連合会】令和4年度 週休2日に関するアンケート結果



出典: 週休二日実現行動計画2021 年度通期 フォローアップ報告書
(一般社団法人日本建設業連合会: 令和4年7月)

【全国建設業協会】令和4年度 週休2日に関するアンケート結果

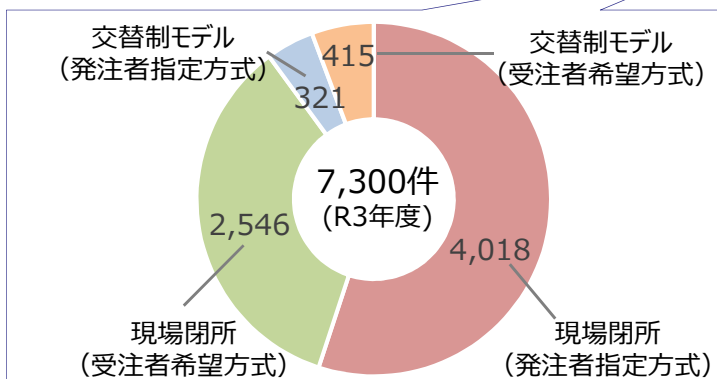
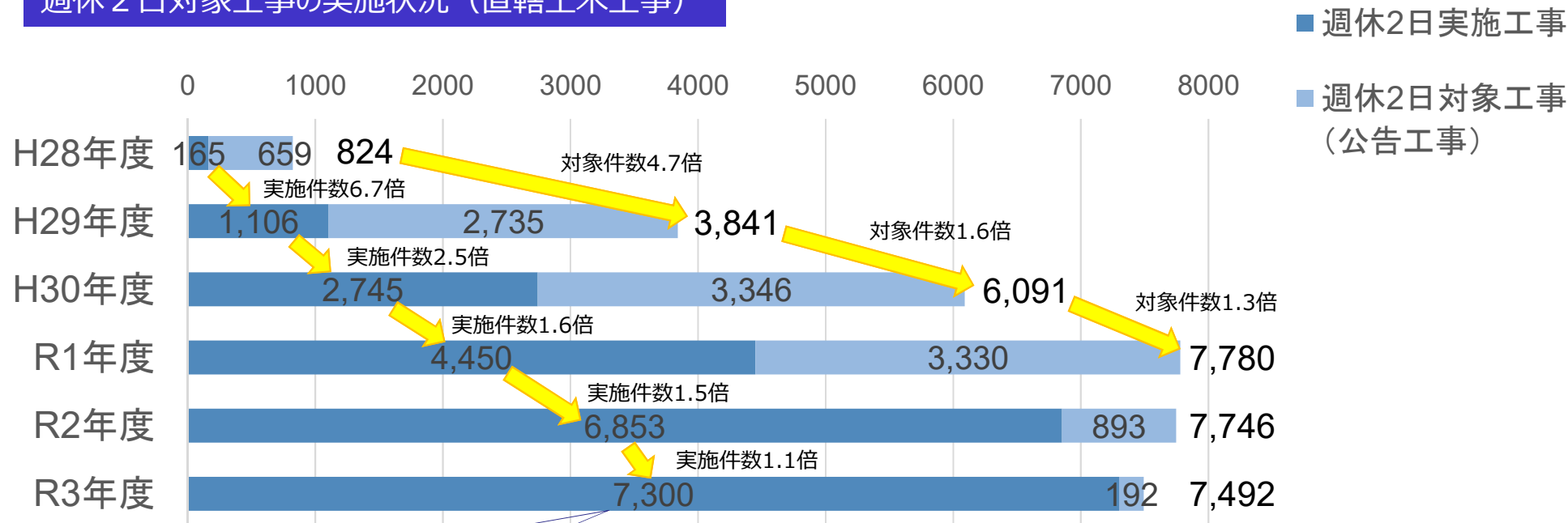


出典: 「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」
(一般社団法人全国建設業協会: 令和4年9月)

週休2日対象工事の実施状況

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）



	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

※令和4年3月末時点（速報値）
 ※令和3年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾空港除く）
 ※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

1. 直轄工事における現行の週休2日の現状(目標と達成状況)

令和3年度 実績値	全工事 ①	週休2日工事合計 (発注者指定型+受注者希望型 +交替制モデル)					現場閉所(発注者指定方式)			現場閉所(受注者希望方式)			交替制モデル(発注者指定方式)			交替制モデル(受注者希望方式)			週休2日対象外	
		公告 ②	割合 ②/①	取組あり ③	実施率 ③/②	実施率 ③/①	公告 ④	取組あり ⑤	実施率 ⑤/④	公告 ⑥	取組あり ⑦	実施率 ⑦/⑥	公告 ⑧	取組あり ⑨	実施率 ⑨/⑧	公告 ⑩	取組あり ⑪	実施率 ⑪/⑩	公告 ⑫	割合 ⑫/①
81北海道	1,190	1,180	99.2%	1,158	98.1%	97.3%	708	708	100.0%	292	283	96.9%	65	65	100.0%	115	102	88.7%	10	0.8%
82東北	873	823	94.3%	812	98.7%	93.0%	439	436	99.3%	271	266	98.2%	39	39	100.0%	74	71	95.9%	50	5.7%
83関東	1,142	1,122	98.2%	1,074	95.7%	94.0%	531	531	100.0%	542	497	91.7%	13	13	100.0%	36	33	91.7%	20	1.8%
84北陸	743	690	92.9%	690	100.0%	92.9%	623	623	100.0%	37	37	100.0%	30	30	100.0%	0	0	-	53	7.1%
85中部	852	815	95.7%	778	95.5%	91.3%	443	440	99.3%	318	297	93.4%	21	21	100.0%	33	20	60.6%	37	4.3%
86近畿	823	816	99.1%	792	97.1%	96.2%	466	464	99.6%	223	220	98.7%	7	7	100.0%	120	101	84.2%	7	0.9%
87中国	723	696	96.3%	691	99.3%	95.6%	315	314	99.7%	362	358	98.9%	10	10	100.0%	9	9	100.0%	27	3.7%
88四国	461	459	99.6%	445	96.9%	96.5%	147	147	100.0%	170	159	93.5%	120	118	98.3%	22	21	95.5%	2	0.4%
89九州	916	774	84.5%	744	96.1%	81.2%	249	249	100.0%	433	425	98.2%	12	12	100.0%	80	58	72.5%	142	15.5%
90沖縄	118	117	99.2%	116	99.1%	98.3%	106	106	100.0%	5	4	80.0%	6	6	100.0%	0	0	-	1	0.8%
合計	7,841	7,492	95.5%	7,300	97.4%	93.1%	4,027	4,018	99.8%	2,653	2,546	96.0%	323	321	99.4%	489	415	84.9%	349	4.5%

※令和3年度中に契約した直轄工事を集計(営繕工事、港湾空港除く)したものを整理(速報値)

※「協議中」も「取組あり」に含む

直轄工事における週休2日の取組方針

- 改正労働基準法（平成30年6月成立）による時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、直轄工事において週休2日工事、週休2日交替制モデル工事を順次拡大。
- 令和5年度には、維持管理等も含めて、原則として週休2日の確保を目指す。

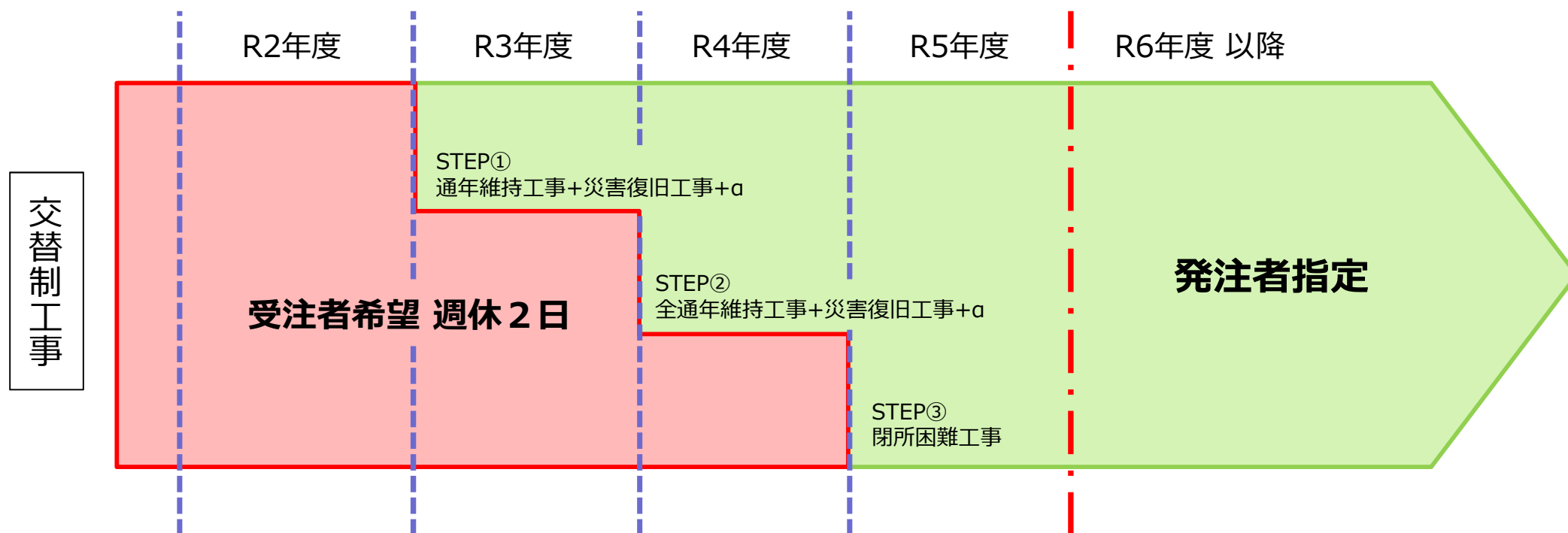
週休2日工事の取組方針（案）



週休2日交替制モデル工事の取組方針

- 建設業の働き方改革を推進する観点から、現場閉所による週休2日ではなく、技術者等の休日日数で週休2日に取り組む「週休2日交替制モデル工事」をR1年度より試行。
- **R5年度からは閉所困難な全工事**に拡大予定。

週休2日交替制モデル工事の取組方針（案）



◇週休2日交替制モデル対象工事

- 365日拘束される工事
 - ・ 通年維持工事等
- 連続して稼働しなければならない工事（閉所困難工事）
 - ・ 災害復旧工事
 - ・ 交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事
 - ・ 連続施工せざるを得ない工事（シールド・ニューマチックケーソン等）

週休2日(現場閉所・交替制)の選択

○週休2日モデル工事において、受注者による現場閉所と交替制の選択制を試行

選択制の試行により閉所を進めるため、交替制モデル工事の中でも、受注者の工夫等で現場閉所の対応が可能な工事の確認や、選択制の効果・課題等を検証する

■受注者の選択制の案

これまでの考え方

◆週休2日交替制モデル工事の例

(R5迄に発注者指定)

- 365日拘束される工事
 - ・通年維持工事等
- 連続して稼働しなければならない工事(閉所困難工事)
 - ・災害復旧工事
 - ・交通規制、出水期、完成時期等の制約がある工事
 - ・連続施工せざるを得ない工事(シールド・ニューマチックトン等)

◆週休2日(閉所)工事 (R5迄に発注者指定)

- 一般工事(新築、改築等)

社会的要請※1

高い

低い

工事内容による分類

- 労働基準法第33条許可対象工事
「地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応」(除雪工事や応急復旧工事)

- 24時間対応が必要な工事

- 年間を通しての工事
※道路維持(巡視・巡回含む※2)

- 年間を通しての工事
※河川維持、清掃、植栽維持等

- 工期等に制約がある工事
(社会的要請や現場特性による)

- 上記以外の工事

週休2日等の選択

週休2日工事の対象外

週休2日交替制
(発注者指定)

【選択制の一部試行】
交替制or閉所を
受注者が選択

※当初は原則交替制とし、受注者が選択後に、そのタイプで発注者指定とする

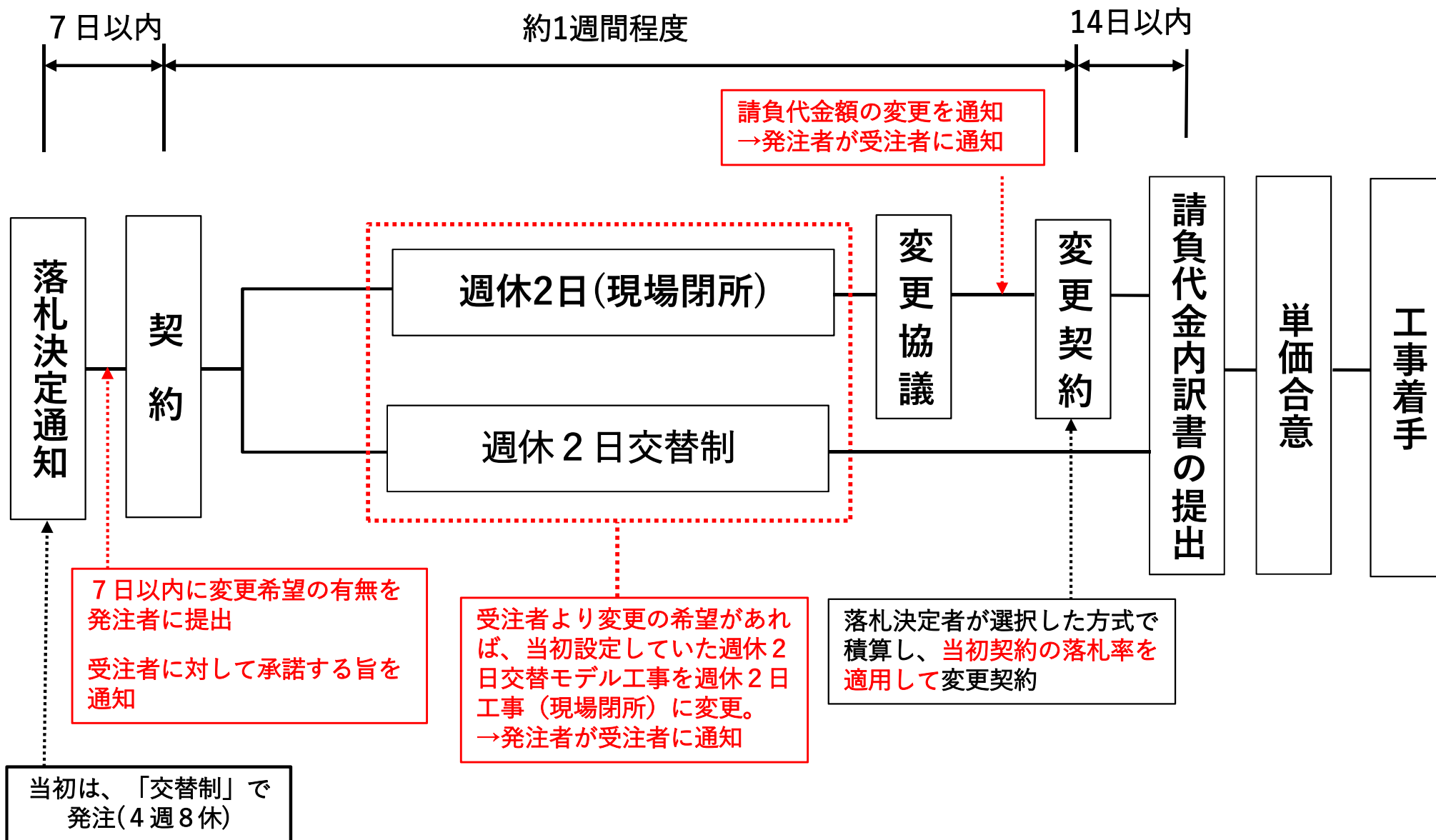
週休2日(現場閉所)
(発注者指定)

※1 「社会的要請」は、交通確保・ライフライン復旧や公物管理等のため、連続施工や時間外・休日作業の必要性の度合いを指す。

※2 「道路維持」は巡回があるため巡回で実施(九州地整の巡回は、5千~5万台/日:2日に1回、5万台/日以上:1日に1回、直轄高速:1日1回以上

週休2日交替制モデル工事に関する取り組み(選択制の試行)

○R4年度は、受注者が週休2日交替制モデル工事を落札決定後、週休2日工事(現場閉所)への変更を可能とする工事を試行。



選択制による発注状況

選択制発注予定

	工種／業種区分	契約予定時期							総計
		令和4年度						令和5年度	
		4月	5月	6月	7月	8月	10月	4月	
選択式（発注者指定）	一般土木工事B					5			5
	一般土木工事C					1			1
	鋼橋上部工事						1		1
	維持修繕工事							1	1
		0	0	0	0	6	1	1	8
選択式（受注者希望）	一般土木工事C			1	1	2			4
	維持修繕工事	2			1				3
		2	0	1	2	2	0	0	7
総計		2	0	1	2	8	1	1	15



上表は予定であるため発注時期等、変更になる可能性あり

令和4年12月末時点で選択制にて14件工事を発注

現時点で選択制を採用した工事は1件（河川維持工事）

※「週休2日交替制モデル工事」から「週休2日（現場閉所）工事」への変更

今後の方針(案)

- 令和3年度は、交替制モデル工事で公告した工事のうち、約99%の工事で週休2日を確保。
- 令和4年度は、週休2日交替制モデル工事を落札決定後、週休2日工事(現場閉所)への変更を可能とする工事を試行
⇒施行後、アンケート調査等を実施
- 令和5年度には、維持管理工事等も含めて、原則として全ての工事で週休2日の確保を目指す。



モデル工事等の試行結果を検証し、改善を図り、維持管理工事を含め全ての工事で令和6年度の労働基準法時間外労働規制を達成を目指す。